

修繕委員会運営細則

第1条（総則）

この細則は〇〇管理組合の管理規約に従い、大規模修繕工事の実施に際して理事会の補佐、および助言を行う諮問機関の設置・運営に必要な事項を定める。

第2条（名称）

諮問機関の名称は、〇〇管理組合修繕委員会（以下「委員会」という。）とする。

第3条（目的）

委員会は、大規模修繕工事に関する事項について調査・協議し、大規模修繕工事の円滑な実施に向けて理事会を補佐し、必要な答申を行うものとする。

第4条（委員）

委員会の委員は組合員をもって構成する。

第5条（役員）

委員会は、委員の互選により委員長、副委員長を各1名選出するものとする。

第6条（任期）

委員の任期は各回の大規模修繕工事完了までとする。ただし、任期の満了後においても、管理組合が決定するアフター点検検査には立会うものとする。

第7条（委員会）

委員会は、委員長が必要に応じて招集することができる。

2 委員長が必要と認める場合には、委員外の参加者を委員会に招き、助言や指導、その他の援助などを求めることができる。

第8条（経費）

委員会の運営に必要な経費は管理組合が負担する。

2 前項の経費の支出にあたっては、その使途、金額、支払先等について事前に理事会の承認を得るものとする。

以上